

「芦屋東小学校いじめ防止基本方針」

芦屋町立芦屋東小学校

1 芦屋東小学校いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を全教職員が持ち、本校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を組織的且つ意図的・計画的に実施するために「芦屋東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 芦屋東小学校いじめ防止基本方針の内容

（１）本校のいじめの問題に対する考え方

「いじめ」とは、当該児童が一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的には、次の事項と考える。

＜心理的な影響を与える行為＞

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ・仲間外れや集団による無視をする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする。 等

＜物理的な攻撃を与える行為＞

- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃をする。
- ・金品をたかる、金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。 等

（２）校内いじめ問題対策委員会の設置

ア 構成員

組織の名称		芦屋東小学校いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	氏名
		校長	—	
		教頭	—	
		教諭	教務	
		講師	生徒指導	
		養護教諭	生徒指導	
		教諭	特別支援教育	
	外部専門家等	S S W	—	
		S C	—	

※ 校内いじめ問題対策委員会は、原則として月１回開催する。

※ 外部専門家等については、校長の判断により適宜委員会への参加を依頼する。

なお、校内いじめ問題対策委員会での協議内容については、随時報告する。

イ 役割

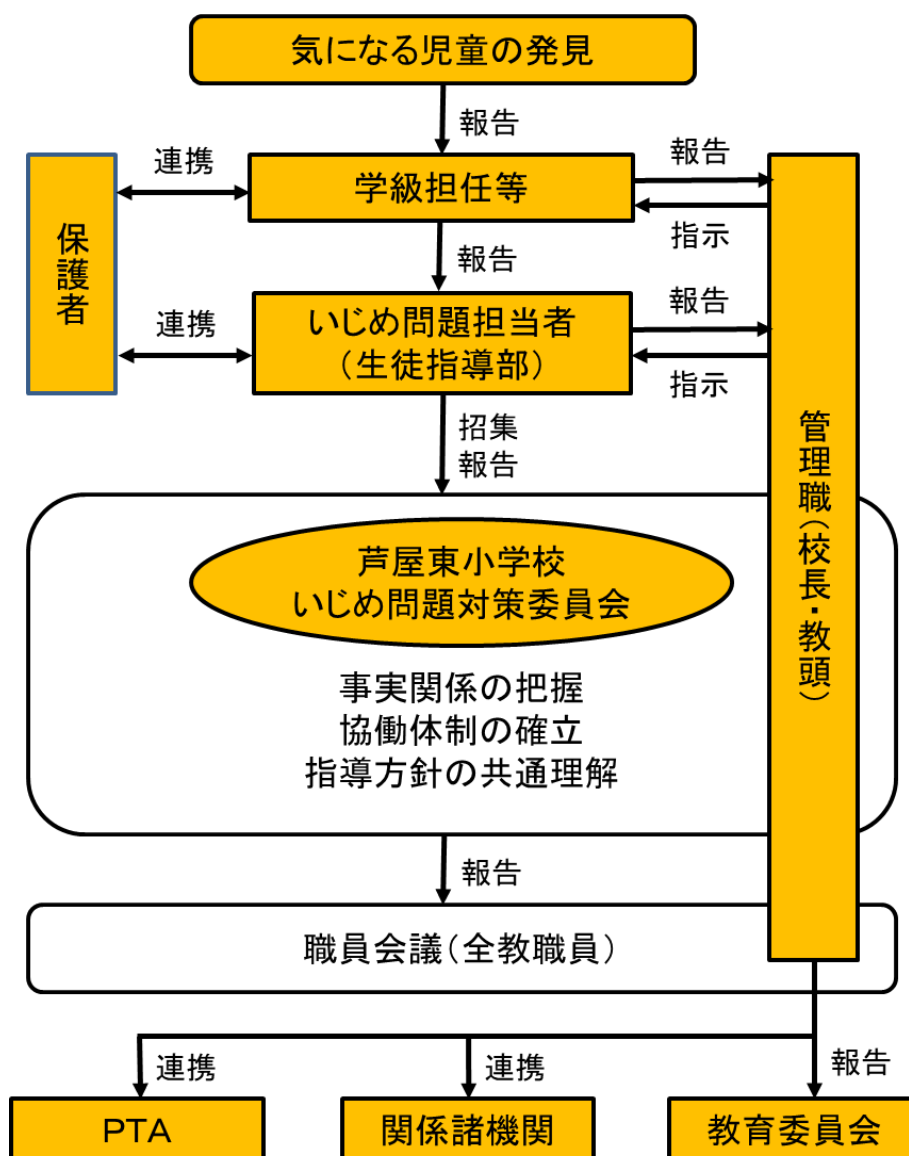
- ・年間計画の作成
- ・いじめ問題の相談・通報の窓口
- ・いじめ問題に関する情報の収集・記録
- ・いじめの判断、対応策の決定
- ・いじめの防止等の取組に係る校内等における指導の検証、改善

(3) 地域・関係機関との連携

- ・芦屋町立芦屋中学校との連携による定期的な連絡協議会の開催
- ・遠賀・中間学校警察連絡協議会との連携による情報収集及び折尾警察署への相談・通報
- ・芦屋町いじめ問題対策連絡協議会との連携によるいじめ問題等に関する情報交換
- ・PTA・地域（区長、公民館長等）との連携によるいじめ問題等に関する情報交換

(4) 報告体制

いじめの被害に遭っている児童を発見した場合は、下図の体制により報告することとする。



(5) 教員研修

- 「芦屋東小学校いじめ防止基本方針」に関する教職員の共通理解を図る研修の実施
- 「いじめの早期発見・早期対応」の活用による児童等に対する対応の在り方に関する研修
- 児童理解のための研修（特別支援教育の視点に立った児童理解の研修を含む。）
- 「ネット上のいじめ」に関する研修
- スクールカウンセラー等を招聘したいじめ問題の対処等に関する研修

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア いじめの防止の取組

- 各教科等において生徒指導の視点に立った授業づくりに努める。
※学習活動の中で、「自己決定」したり「共感的理解」が図られたり「自己存在感」を味わわせたりする場を位置付ける。
- 児童の自発的・自治的な活動によるいじめ防止、取組を推進する。（東っ子いじめ0宣言）
- 自らを律し、相手を思いやる心の育成に向け、道徳の時間を要として、道徳教育を充実する。
- 特別活動（学級活動）等において、児童の人間関係スキルを高めるため活動を位置付ける。
- 子どもの「絆づくり」に向け、児童会活動を核とした異年齢集団による体験活動を充実する。

イ いじめの早期発見の取組

- ① 月1回の「いじめに特化したアンケート（簡易版）」の実施
- ② 学期1回の「学校生活アンケート（いじめ問題に関する内容を含む）」の実施
- ③ 学期1回全児童を対象とした教育相談月間の実施
- ④ 相談ポストの設置及び投函内容に応じた個別相談等の実施
- ⑤ 学校通信等を活用した家庭と連携したいじめの早期発見の取組の実施
- ⑥ ①～⑤に関する年間指導計画の作成（別紙1）

ウ いじめの対処への取組

(ア) いじめに関する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

<学校としてなすべきこと>

- ・いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ・教育相談活動の充実と日常の教育活動において積極的生徒指導を推進する。
- ・家庭・地域・関係諸機関と連携を図る。

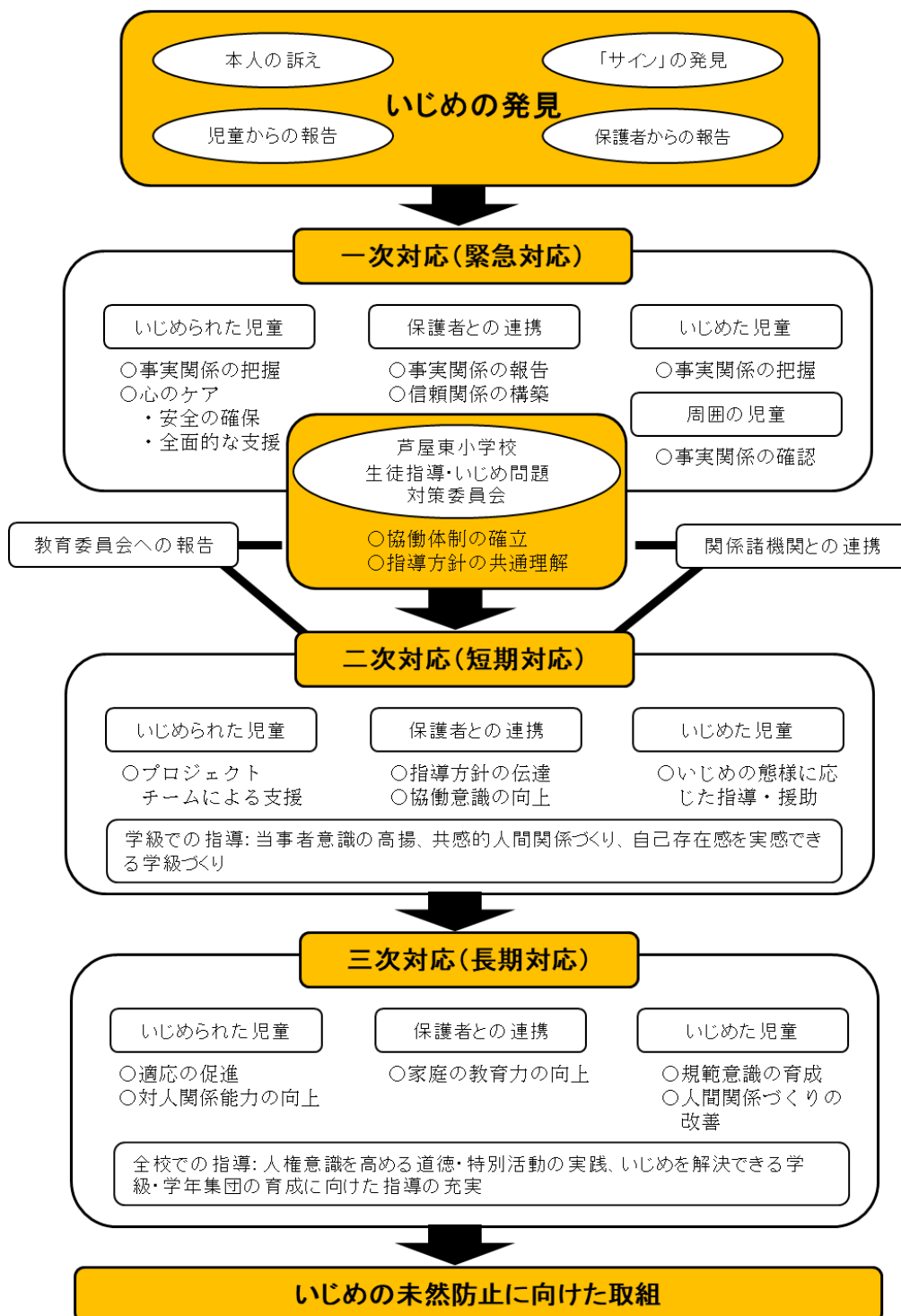
<教師としてなすべきこと>

- ・いじめを見抜く感性を磨く。
- ・児童の絆づくり・心の居場所づくりに努める。
- ・いじめは許さないという学級風土をつくる。
- ・児童の不安や悩みを受容する姿勢をもつ。

- ・いじめを受けた児童を最後まで守る。
- ・児童一人一人の心の理解に努める。
- ・互いの個性を認め合う学級経営に努める。
- ・教師間で連携・協力して問題の解決にあたる。
- ・児童や保護者からの声に誠実に応える。

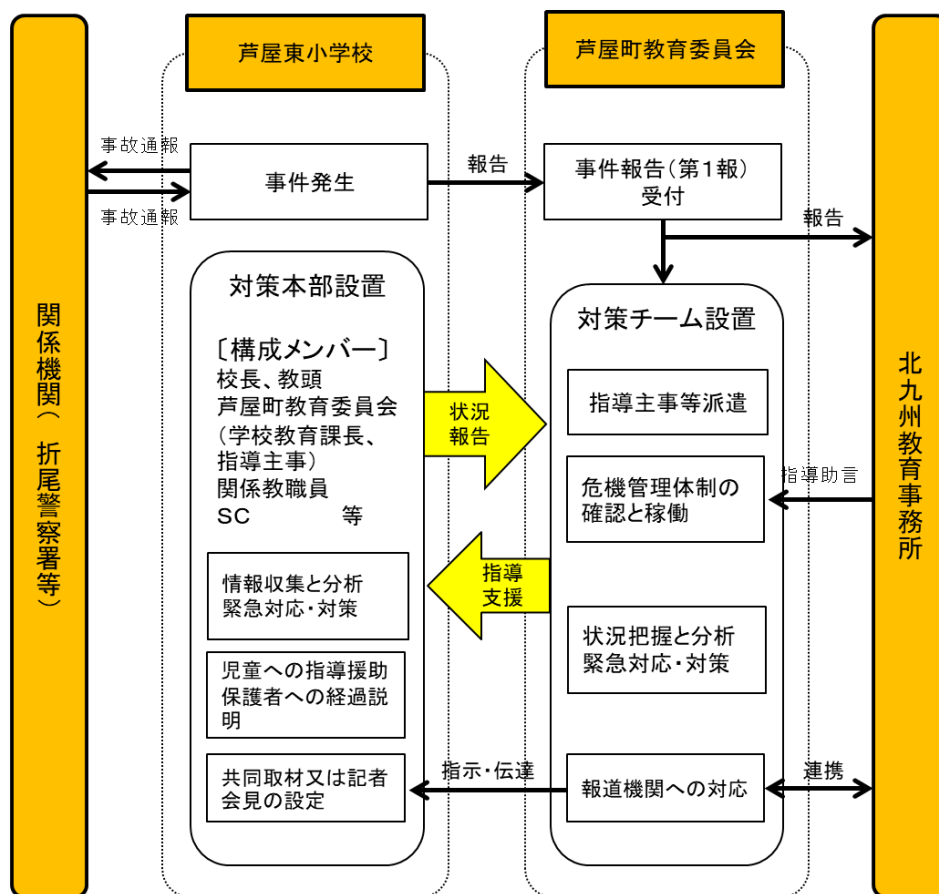
(イ) 一次・二次・三次対応図

いじめが発生した際、下図のように、一次対応（緊急対応）、二次対応（短期対応）、三次対応（長期対応）の段階に分けて対応することとする。



(ウ) 重大事案への対処

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについて、教育的な配慮や被害者の意向を勘案し、早期に水巻町教育委員会、警察等に相談・通報し、連携を図った対応をとる。



(7) ネット上のいじめの対応

- 特別活動（学級活動）等における情報モラル教育の実施
- 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施

(8) 教育相談体制

- スクールカウンセラー、スクールアドバイザーによる児童、保護者、担任等教職員に対する教育相談の実施
- 養護教諭による児童に対する教育相談の実施
- 保護者に対する「子どもホットライン24」の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA常置委員会等におけるいじめ問題に関する研修会（成人教育講演会）等の実施
- 学校通信等を活用したいじめ防止に関する啓発

(10) 取組状況の評価

- 毎学期末にいじめの防止等の取組に係る評価及び取組内容の改善策等についての協議の実施

(11) 学校評価・教員評価

- 学校の自己評価にいじめの防止等の取組に関する項目を掲げ、教職員等によるアンケート調査を年2回（9月、1月）実施し、「芦屋東小学校いじめ防止基本方針」の改善を図る。

芦屋東小学校いじめの防止取組年間計画

別紙 1

月	早期発見・早期対応の取組	学校の組織的指導体制の整備及び教員研修	いじめに対応する教育活動の推進及び家庭との連携	評価・分析の取組
4月	昨年度のいじめアンケート結果の確認	・校内いじめ問題対策委員会 ・「芦屋東小学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修	・いじめを生まない教育活動の推進 *生徒指導の視点に立った授業づくり *人間関係スキルを高める活動 *道徳の時間を要とした道徳教育 *情報モラル教育 *「絆づくり」に向けた児童会活動	
5月	●相談ポスト ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童への周知 ・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修	・PTA 総会時等におけるいじめ防止等の取組の説明 ・「東っ子いじめ0宣言」の実施	
6月	・学校生活アンケートの実施（学期1回） ・教育相談月間の実施	・校内いじめ問題対策委員会 ・児童理解のための研修	・学校・家庭において、いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校通信等の配付	
7月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会		
8月		・特別支援教育の視点に立った児童理解の研修 ・ネットいじめに関する研修		・1学期の取組を評価・分析
9月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会 ・SC等の専門家を招聘した研修		
10月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会	・「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施	
11月	・学校生活アンケートの実施（学期1回） ・教育相談月間の実施	・校内いじめ問題対策委員会	・学校・家庭において、いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校通信等の配付	
12月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会		・2学期の取組を評価・分析
1月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会		
2月	・学校生活アンケートの実施（学期1回） ・教育相談月間の実施	・校内いじめ問題対策委員会		・年間の取組を評価・分析
3月	・いじめに特化したアンケート（簡易版）の実施	・校内いじめ問題対策委員会		